

第4期福岡市障がい福祉計画(素案)に対する市民意見と意見への対応

平成27年2月4日 第6回障がい者保健福祉専門分科会
【議 事】第4期福岡市障がい福祉計画(答申案)について
【資料4】第4期福岡市障がい福祉計画(素案)に対する市民意見と
意見への対応について

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
1	第1	1	計画策定の趣旨の中に「サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定める」とあるが、数値目標のみで具体的取り組みの記述がなく評価しづらいと思える。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 数値目標達成のため、さまざまな障がい福祉サービスを実施してまいります。その実施するサービスの見込量及び見込量確保のための方策の方向性を、14ページ以降にそれぞれのサービスごとに記載、その方向性に基づき個別の事業を実施してまいります。
2	第1	1	福岡市障がい者計画との関係性について説明を加えて欲しい。	【意見を踏まえて修正】 ご意見を踏まえ、福岡市障がい者計画との関係性についての記述を追加します。
3	第1	1	計画の概要の中にある計画の対象者については、知的障がい児者とともに、ボーダーで愛着障がいのある者も一部認めていただきたいと考えます。IQが高くて人間関係で就労できない児者のためにもお願いします。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害者総合支援法第4条に定義された障がい児・者が対象となります。
4	第2	5	障がい福祉施策の中で、入院患者数が横ばいになっているが、社会復帰、社会参加が遅れているのではないか。施策に反映してほしい。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 精神障がいによる通院者が増えている一方で、入院者は横ばいであるという現状は、全体としては在宅で過ごしておられる精神障がいの方々が増えておられると推測されます。例えば、地域活動支援センターⅠ型は、平成17年度に3か所であったものが平成23年度には各区1カ所の計7か所の設置となり、日常の相談を受けたりサークル活動や居場所として自由に過ごせる場は増加しております。 今後とも、引き続き社会復帰、社会参加への支援充実のために努力してまいります。
5	第3	5 · 8 · 11	第2章1.(3)精神障がい者の推移、2.障がい保健福祉施策関連費の現状を踏まえ、第3章2.(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行について意見を述べる。 「地域生活への移行」が福祉施策に盛り込まれしばらく経過する。そのような中、とりわけ今回は、退院できる安定した病状にありながら、地域の受け入れ環境が整わるために退院できない「社会的入院者」に対する支援策について、以下の要望と提案を行う。 要望1. 地域での受け入れ環境を整えるための事業、整備と並行して、入院中からの地域移行支援に対する事業の推進と予算の計上を要望する。具体的には、社会的入院者が、入院中から地域生活への希望や見通しを持てるよう、地域関係機関が「病棟に迎えに行く取り組み」を積極的に推進するような事業展開の必要性を訴える。(※「病棟に迎えに行く取り組み」の詳細については、後に記述を行う。) 要望1-1 要望1を踏まえ、「病棟に迎えに行く取り組み(事業)」を地域活動支援関係機関が中心となって取り組めるよう、事業所等における、人件費等の予算計上を要望する。 要望1-2 以上のような事業を推進するにあたり、医療、保健、福祉の関係機関が定期的に集まり、「病棟に迎えに行く取り組み」にまつわる事業を充実、強化するための意見交流の場・機会を行政として設けていただきたい。 提案1 ここで示す「病棟に迎えに行く取り組み」とは、地域で生活する精神障がいを抱える方を中心とした、地域関係機関が、長期入院者がすぐす病棟に定期的に出向き、たとえば、茶話会などの交流の機会を持つことで、病棟全体の退院への機運を高めたり、入院中からも地域生活を体験できるよう、送迎体制を組み、地域活動支援センター等で過ごせるような機会を設ける取り組みである。以上、要望と提案を行う。 最後に、地域移行の必要性が叫ばれ、少しずつ受け入れ環境は整いつつある傾向だが、今回の素案の数値データでも示されているように、精神障がいの入院者はここ8年横這いであり、3,603名の人々が入院を余儀なくされるという深刻な状態に置かれている。退院したくても退院できない自由を奪われた入院者の希望をかなえられない体制や地域基盤の弱さが改めて浮き彫りとなつた。こうした状況は、法の基本的理念である「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され」「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する、社会の実現」からは、かけ離れた人権問題であり、地域全体で共有し、改善に取り組むべき課題と言えるのではないかだろうか。また、予算対効果の面においても、長期入院者を退院させることができた場合、デイケア等の利用がまず考えられるが、入院に係る費用とデイケア等に係る費用を比較しても、数億単位の予算削減が、那覇市等の調査では明らかになっている。精神障がいを抱える人々へ支援を行う立場からも、地域移行の取り組みに力を入れたい思いはあるものの、地域活動支援センター等、年々増加する精神障がい者の数に伴う利用件数の増加、多様な障がい、ニーズを抱える人々への対応に追われ、多忙な業務や人員不足で事業所自体の運営維持も危ぶまれる事態ともなっている。社会的入院者に対する支援の必要性は痛感するものの、実践が叶わない現状がある。このような現場の声を反映していただき、長期入院者の地域移行と実際の地域生活が安定した充実したものとなるよう、施策の整備と充実を切に希望するものである。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 地域生活への移行については、医療機関や特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、居宅介護支援事業所等の地域援助事業者との連携を推進し、入院中から退院に向けた支援を行うとともに、保健福祉医療のサービスを提供する専門職等の人材育成と質の向上を図り、地域における相談支援体制を充実してまいります。また、併せて精神障がい者に対する市民の理解を深めるための啓発を引き続き行ってまいります。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
6	第2	6	障がい保健福祉施策に関しては、発達障がい児者を対象とした手帳制度の確立が急務と考えますので、市の施策としてシステムの構築をお願いします。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 発達障がいは、精神障がい者福祉手帳の対象疾患となっております。国の制度の適正な運用に努め、精神障がい者福祉手帳の正しい知識の普及を推進して参ります。 なお、発達障がいのある方への支援につきましては、次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
7	第2	7	障がい福祉サービスの利用決定が下りているのに対し、実利用がそれに達していない現状があります。原因を探り、しっかり検証していただきたい。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 今後の事業実施の参考とさせていただきます。
8	第3	9	地域生活への移行については、もう少し高い数値が必要と考えます。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 施設入所者の減少者数につきましては、本市の実績を踏まえ、国が示した基本指針に基づいて、数値目標を設定しておりますのでご理解ください。 今後も、グループホームや在宅支援等の充実を通じて、施設入所者の地域移行を進めてまいります。
9	第3	9	(1)施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行の意義や必要な方がいらっしゃることも理解していますが、数値の根拠がわかりません。強制収容所のような入所施設は、問題外であることは無論ですが、知的障がいのある人たちの必要とする支援は、グループホームなどでは不十分な点があります。重度の知的障がいのある人や高齢の障がい者が施設入所利用をしない場合で、保護者と一緒にではなくても安全・安心で幸せな暮らしができる場所や支援が現状では準備されているとはいません。入所利用を減らしても大丈夫である根拠を示してください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 施設入所者の地域生活への移行者数につきましては、本市の実績を踏まえ、国が示した基本指針に基づいて数値目標を設定しておりますので、ご理解ください。 障害者総合支援法施行に当たっての衆・参両院厚生労働委員会の附帯決議において、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた小規模入所施設等の検討が求められており、国の動向等に留意するとともに本市における整備のあり方を検討してまいります。
10	第3	9～13	福岡市の次期障がい者プランにおいて、最重点課題とされている障がい者の地域生活支援の充実を担保するために、グループホーム、ホームヘルプ等の在宅サービスを強化してください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 障がい者の地域生活支援には、ご意見のとおりグループホームや在宅支援、相談支援体制の充実が重要であると認識しており、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
11	第3	9～13	【連番10と同じ】 福岡市の次期障がい者プランにおいて、最重点課題とされている障がい者の地域生活支援の充実を担保するために、グループホーム、ホームヘルプ等の在宅サービスを強化してください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 障がい者の地域生活支援には、ご意見のとおりグループホームや在宅支援、相談支援体制の充実が重要であると認識しており、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
12	第3	10	入所者減少について、より高い目標設定が必要と考えます。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 施設入所者の減少者数につきましては、本市の実績を踏まえ、国が示した基本指針に基づいて、数値目標を設定しておりますのでご理解ください。 今後も、グループホームや在宅支援等の充実を通じて、施設入所者の地域移行を進めてまいります。
13	第3	11	入院中の精神障がい者の地域生活へ移行については、病院敷地内の移動が地域生活への移行とは考えられないで、福岡市として見解を明らかにしていただきたいと思います。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 国においては、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(案)』の中で、病院の敷地内における指定共同生活援助の事業については設置条件を設定しており、また、入院患者が直接、地域生活に移行することや敷地内グループホームであっても日中は外部の事業所等のサービスを利用することが原則としております。福岡市においては、国の動向を注視し、入院中の精神障がい者の地域移行を進めてまいります。
14	第3	12	国において検討されている地域生活支援に必要なホーム、ショートステイ、ホームヘルプ、相談支援等の総合的な拠点機能を併せ持つ、機能強化型施設を5年間で各区に1か所整備してください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 地域生活支援拠点等に関しては、新設の他、既存の社会資源の連携による面的な整備を含めて、整備のあり方を検討する必要があると考えております。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
15	第3	12	(3) 地域生活支援拠点の整備 ・目標値が1か所では、足りないです。障がい者数(手帳保持者)が増えてもいますし、今後増えることも想定できます。 ・知的障がいのある人たちの終の棲家については、総合支援法の付帯決議にすることで取り組みがなされることに非常に期待しています。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 地域生活支援拠点等に関しては、新設の他、既存の社会資源の連携による面的な整備を含めて、整備のあり方を検討する必要があると考えております。 事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。 なお、障害者総合支援法施行に当たっての衆・参両院厚生労働委員会の附帯決議にある、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた小規模入所施設等につきましては、国の動向等に留意し、本市における整備のあり方を検討してまいります。
16	第3	12	就労移行の達成も大切であるが、その方が就労継続できているのかを検証していくことこそ重要と考えます。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 就労継続(職場定着)は、就労移行とともに重要な視点であると考えております。 ご意見は、今後の事業実施の参考にさせていただきます。
17	第3	12 ・ 13	福祉施設から一般就労への移行について、第3期に実績が急激に増えている。また、H29年度末の目標値も大きくその後の定着率や具体的な方法が見えてきません。就労移行支援事業所同様です。具体的にお願いします。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 福祉施設から一般就労への移行に関しては、就労移行支援事業所の増加や雇用情勢、企業の障がい者雇用に関する意識の変化等、様々な要因により、第3期障がい福祉計画の目標を上回る実績があがっているものと考えております。 福祉施設から一般就労に関する数値目標や就労移行支援事業の利用者数の見込み量や項目については、国が示した基本指針に基づき、本市の実績を踏まえて設定しております。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
18	第3	12 ・ 13	(4) 福祉施設から一般就労への移行等 ・障がい種別の目標も必要と考えます。知的障がい者の割合がわかるものを提示してください。 ・知的障がいのある人たちの職場については、優先調達によって受託する場合は、指定管理者制度のように数年の期間を与えてほしい。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 一般就労への移行に関する数値目標は、これまでの本市の実績を踏まえて、国が示した基本指針に基づいて設定しておりますが、障がい種別毎の内訳はございませんので、ご理解願います。 知的障がいのある人たちの職場、とりわけ公発注に関しては、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえて、地方自治法施行令等の法令に基づき実施しているところであり、現行でご理解願います。 今後も、障がい者の就労の機会の確保に努めてまいります。
19	第3	13	就労移行支援事業利用者数を増やす施策を検討していただきたい。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 就労移行支援事業所は、就労支援センター等とともに、本市の障がい者の一般就労を進める重要な事業と考えております。このため、本計画において、これまでの利用実績を踏まえて就労移行支援利用者数の増加を見込んでいるところです。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
20	第3	14	障がい福祉サービスに関するサービス見込み量が重度障がい者等包括支援については、第4期の見込み量が3人のまま推移しているが、福岡市独自のサービス等重度者に対する支援策を打ち出してほしいと思います。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 福岡市において重度包括支援事業を実施しているのは、1事業所のみとなっております。事業所定員数の関係から、その事業所においては、現利用者よりも増える見込みがありません。また、当該事業を実施するには、大規模な支援体制の整備が必要となります。現時点で事業実施予定の事業所がないことから、第4期の見込量を現状値の3人としております。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
21	第3	14	3 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込み量 (1)訪問系サービス〇第4期計画の見込み量 ・重度障害者等包括支援の見込み量が 3 の根拠をお示しください。 ・入所利用者やグループホーム利用者の一時帰宅時における居宅介護等の利用を可能にしてください。保護者が高齢化して、入浴など帰省時の世話が難しくなって、帰省をあきらめる保護者が増えています。帰省は、家族のぬくもりを感じられるひと時です。親亡き後を思うと胸が締め付けられます。帰宅できるのであれば、帰宅させてやりたいと思う家族の思いです。どうぞ障がいのある本人と家族の気持ちにご理解いただき、帰省できるように帰省時の居宅介護利用を可能にしてください。厚生労働省の障発0330第30号平成24年3月30日に通知されていることをご検討ください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 福岡市において重度包括支援事業を実施しているのは、1事業所のみとなっております。事業所定員数の関係から、その事業所においては、現利用者よりも増える見込みがありません。また、当該事業を実施するには、大規模な支援体制の整備が必要となります。現時点で事業実施予定の事業所がないことから、第4期の見込量を現状値の3人としております。 なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
22	第3	14	<p>自分の子供は、今現在グループホームにて平日過ごし、土曜日、日曜日と自宅へ戻るという生活をしています。グループホームでは、24時間つきっきりです。重度包括支援制度ができる助かってますが、やっぱり人手が足りなくて、他の方のお世話をされていると、自分の子供に目がいかない場面も多くあるようです。それじゃ困りますので、ヘルパー等を各個人に付けられるように、居宅サービス等の時間を増やせるように(1、2時間じゃ介助やら全部はできません)してください。</p> <p>病院通いの時に、家族の運転する車に介助人として付添人としてヘルパーさんを同乗させてほしい。(子供が発作でんかん有りのため、必ず付き添いが必要なんです。)</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
23	第3	14	<p>入所施設およびグループホーム利用者の一時帰宅時における居宅介護等の利用について入所施設およびグループホーム利用者が一時帰宅する際、自宅での介護が問題になっています。入所している人の大半が重度であり、家族も高齢化し介護することが負担になる中、正月などの一時帰宅をあきらめる声が上がっています。</p> <p>現在、福岡市では入所施設利用者に居宅介護等の支給はなされておりません。</p> <p>しかし、厚生労働省が各自治体に向けた通知文「介護給付費等の支給決定等について」(障発0330 第30号 平成24年3月30日)において、「障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び日中活動サービス(旧法指定施設の入所者に限る。)について支給決定を行うことは可能である。」と謳われています。</p> <p>家族と離れて生活する入所者は、年に何度もの一時帰宅が家族とふれあい家庭のぬくもりを体感する数少ない大切な場面です。</p> <p>入所施設およびグループホーム利用者で支援が必要な重度障がい者においては、一時帰宅中の居宅介護等を支給し、支援して下さい。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、施設入所者またはグループホーム利用者が一時帰宅する場合には、施設入所支援または共同生活援助の報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護を利用できる場合があります。</p> <p>なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
24	第3	14	<p>通院介助について 通院時の診察中、検査中、リハビリ中の介護給付を認めてください。 福岡市は、通院時の診察中、検査中、リハビリ中は介護給付費算定の対象外とされています。 診察中については、講音障がいや座位保持が困難などの申立書があれば、特例が認められていますが、知的障がいのある方は認められていません。</p> <p>知的障がいがあり、行動障がいのある方の受診時には、ヘルパー支援そのものがないと継続できないケースが多くあります。 医師から家庭での注意事項等を聞いて家族に申し伝えることも多くあり、体調管理の面で医師、訓練士との連携も重要となっています。</p> <p>また、独居の障がい者の場合、自己管理できない障がい者もあり、健康管理など生活全般に関するコーディネートをする必要上、医師の診察結果などをヘルパーと一緒に聞かなければなりません。</p> <p>診察中等の特例対象を拡大して下さい。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
25	第3	14 ・ 23	<p>重度障がい者の入院中の介護について 重度の障がい者・児に対して、入院中のヘルパー利用を認めてください。 各病院は完全看護を謳っているものの、実態としては重度の障がい者が入院する場合、多くが介護者の付き添いを求められます。病院の勤務体制では対応が困難だからであり、それは市内の大学病院でさえもです。 介護者の付き添いがなければ断られることもあります。</p> <p>障がいのある人は医療関係者へ自身の状態や介護方法を自分で伝えることは難しい人が多く、日常を良く知る人がそれを伝えることをしなければ適切な医療行為を受けることすらできません。現在は施設やグループホーム等に入所中の人には職員がボランティアとして付添しているケースがありますが、本来の業務に多大な支障をきたす結果となっています。また家族は高齢になっており、付添ができない人も多くあります。</p> <p>国において、入院中のヘルパー利用は支給の算定外とされている中で、久留米市、松山市、西宮市、大阪市、神戸市など他の市町村では地域生活支援事業のコミュニケーション支援を使って障がい者の入院中のヘルパー利用を実施しています。</p> <p>福岡市においては、入院時コミュニケーション支援事業を開始されました が、その対象者は限定され、利用できない人が大半です。改善拡充をお願いします。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
26	第3	15 ・ 16	<p>第3の障がい福祉サービス等の項目では、生活介護利用人数の見込み量について、第3期の伸び数を踏まえて算出しているが、障がい特性や住み慣れた地域の事業所を利用したい場合、行政区ごとの事業所数に偏りがあり(城南区は少なすぎます)、希望した地域の事業所に通うことができないです。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 生活介護については、ご意見のとおり、これまでの利用実績を踏まえて利用者数の増加を見込んでいるところです。</p> <p>なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
27	第3	15 ・ 16	<p>重度、最重度の特別支援学校高等部等の卒業生の主要な進路先である生活介護や就労継続支援B型事業所については、区や地域によって大きな偏りがあります。居住地域における通所の安定性の確保の観点から、地域偏差を解消する施設整備を行ってください。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 生活介護と就労継続支援事業B型は、特別支援学校高等部卒後の進路として重要な施策と考えており、本計画では、これまでの利用実績を踏まえて利用者数の増加を見込んでいるところです。</p> <p>なお、事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
28	第3	15 ・ 16	<p>(2)日中活動系サービス ・就労継続A型の増え方が大きいですが、支援内容が充実しているのか、チェック機能は果たされていますか。 ・65歳になると介護保険が優先されますが、市が柔軟に対応すると示されたように本人が障がい福祉事業所を望んだ場合は、本人の意思を優先するように柔軟に検討ください。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 就労継続A型を含む障がい福祉サービス事業所に関しては、実地指導等を通じて、支援内容を含めた適切な運営を指導してまいります。</p> <p>介護保険制度との適用関係につきましては基本的に国の通知等より実施しておりますが、今後の国の動向を注視して参りますとともに、ご意見については今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
29	第3	15 ・ 16 ・ 30	日中一時、短期入所のニーズとそれを受け入れる社会資源の量を明確に示してほしいと考えます。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 見込み量の項目等については、国の指針等を踏まえて、数値についてはこれまでの平均伸び率で見込み量を算出しておりますので、ご理解願います。
30	第3	15	ニーズの高いショートステイ支援に対する報酬の引き上げ	【その他】 ご意見ありがとうございます。 障がい福祉サービスに関する報酬については、基本的に国において見直しを図るべきと考えております。
31	第3	17	(3)居住系サービスで年々グループホームの実績数が増えている。その中で身体障がい1級保持者が毎年どの程度増えているのかという実績数等を明らかにしてほしいと思います。今まで介助されてきた保護者の高齢化や既存の建物の構造では難しいということや、多くの介護士の方々を必要とする点で運営状の困難性を現存そサービスでどのように克服できているのかという数値を示してほしいと思います。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 重度の身体障がい者に対応したグループホームは、バリアフリーなど設備上の配慮が必要なことから、国補助を活用して市内に2カ所整備しております。 事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。 なお、グループホームの運営につきましては、経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
32	第3	17	(3)居宅系サービス ・見込み量確保の方策として、市営住宅を計画的に活用する旨あります。市営住宅を活用する取り組みは、土地の確保や低家賃など助かっています。しかしながら、たとえば、2部屋をGHにする場合、離れて2室や、上下で2室など、使いづらいところがあります。1フロアをGHに、などの構想はないのでしょうか。 ・未使用の市有施設(土地・既存建物)の活用を視野に入れて設置促進に努めるとの方向性が示されています。ぜひ、よろしくお願ひします。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。 なお、市営住宅をグループホームとして活用することに関しては、空室を利用していることから利用できる室の選定に一定の制約がございますが、グループホームを設置する事業者と協議し、円滑に運用できるような活用に努めてまいります。
33	第3	17	障がいの重い方々もグループホームを利用できるためには、夜間、休日に火災や事故対応、同性介助などができるスタッフが不可欠です。ホームヘルプ等も活用しスタッフの人事費を確保できる制度にしてください。	【その他】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、重度の障がい者の方が利用する介護サービス包括型グループホームにおいて、生活支援員の不足等により充分な支援が行えない場合、障がいの程度が支給要件を満たす重度の障がいであれば、ホームヘルプの身体介護が認められる場合があります。 また、グループホームは、国により制度設計されていることから、人事費を含む運営費(報酬)や支援のあり方に関しても、国において示すべきものと考えております。 グループホームの経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
34	第3	17	障がいがある方々が、グループホームを利用するには、夜間や休日にも対応できるスタッフが必要だと思います。災害時や事故対応、同性介助等で必要な人材の確保、人事費が確保できる制度にしてほしいと思います。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 グループホームは、国により制度設計されていることから、人事費を含む運営費(報酬)や支援のあり方に関しても、国において示すべきものと考えております。 グループホームの経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
35	第3	17	グループホームの人員配置については、重度の方を想定した人員配置を検討していただきたいと切望します。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 グループホームは、障がい支援区分に応じた人員配置が定められているところですが、国により制度設計されていることから、人事費を含む運営費(報酬)や支援のあり方に関しても、国において示すべきものと考えております。 グループホームの経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
36	第3	17	障がいの重い方々もグループホームを利用できるためには、夜間、休日に火災や事故対応、同性介助などができるスタッフが不可欠です。ホームヘルプ等も活用しスタッフの人事費を確保できる制度にしてください。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 グループホームは、国により制度設計されていることから、人事費を含む運営費(報酬)や支援のあり方に関しても、国において示すべきものと考えております。 グループホームの経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
37	第3	18	計画相談の見込み数に達する手立てを講じていただきたい。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 平成27年度からすべての障がい福祉サービス等の利用希望者にサービス等利用計画案提出依頼を行いますので、見込み数には達する予定です。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
38	第3	19	(5) 障がい児通所支援のうち、保育所等訪問支援事業について意見を申し上げます。当事業は實際にはまだサービスが開始されていない、と担当課の職員さんから説明を受けました。本当にどうか。当事業のサービスをおこなっていることを、「福岡市の障がい福祉」に明記してください。また、見込量が意図的に低く抑えられている感じますので、再考をお願いします。資料を見ると昨年度までの実績が0になっており、需要がまったくないように思われます。しかし、実態は違いました。本素案の公開後、平成26年10月31日に、近く本事業を利用したいと思い、詳細についてこども発達支援課に電話で質問しました。すると、「福岡市では保育所等訪問支援事業の支給決定をおこなっていない。よって、支給決定がされないのでこのサービスは利用できない。」との回答でした。「支給決定をおこなわないとは具体的にどういうことか?申請を受理しないのか、一律に不支給とするのか、審査をせずに放置するのか」と追加で質問しましたが、10日経過した今日11月12日の時点で未だに回答をいただけません。本計画の19頁に平成24年4月からサービス開始と記載されていますが、実態はサービスを提供していないとの説明です。法律に定められたサービスを提供していないことに大変驚きました。本計画の上記の記載は虚偽の報告ではないでしょうか。虚偽であれば訂正すべきです。また、このサービスが「福祉のしおり」に記載されていないことについて質問すると、まだサービスを開始していないので記載していないとの回答でした。同じ障がい児通所支援4事業のうち3事業についてはきちんと周知してあるのに、この事業だけ周知していないことについて、行政の意図的な操作を強く感じます。周知されていないので当然だが実績が伸びない。実績がないので予算をつけない。こういう算段をお考えのように感じています。類似の訪問事業があることも承知していますが、それは保育園・幼稚園の要請を受けて動くもので、保護者が希望しても保育園・幼稚園が拒否すれば支援が受けられません。ユニバーサル都市を標榜する福岡市には、軽度の障がいのある子が障がいのない子どもたちと共に同じ場で成長することを支援する、この事業の意義をもっと認識してほしいです。冒頭に述べましたように、本事業を「福岡市の障がい福祉」に記載していただくとともに、現在の意図的操作が疑われる実績をもとに次代の計画の見込み量を算定されませんように、つよく要望いたします。公正に周知をすれば、もっと多くの需要があると思います。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 現在本市では、障がい児が通う保育園や幼稚園に対する支援策として、障がい児等療育支援事業、障がい児保育訪問支援事業、私立幼稚園障がい児支援事業などを実施しているところです。 保育所等訪問支援事業につきましても、各児童発達支援センターにおいて経過措置期間が経過する平成27年度から実施できるように準備を進めていただきたいと存じます。冊子「福岡市の障がい福祉」にも掲載する予定です。 また、保育所等訪問支援事業のサービスの見込量につきましては、徐々に増加していくものと考えており、平成27年度は月10人日(毎月5名の方が月2回利用)と見込んでおります。 なお、事業の見込量は今後の実績を踏まえて見直してまいります。
39	第3	19	(5) 障がい児通所支援のうち、保育所等訪問支援について。見込量が不自然に少ない点の再検討を要望します。未就学児童のうち、比較的軽度の子の場合、地域の中で子どもたちと交流しながら共に育ちあうことを希望し、保育園や幼稚園へ通園させる人が多くいます。そのとき、園・専門機関、保護者の連携がうまく取れるかどうかが、子どもがうまく成長できるかの重要なポイントになります。市独自の訪問事業はあくまで園と専門機関の連携であり、保護者はそこからなれば排除されています。保護者が専門機関の支援を要望しても園が嫌と言えば支援を受けることができません。また、支援の回数が年に1、2度と少ないため、継続的な支援を希望する人も多いと思います。本計画では見込量がたったの10人日・5人(H27)~30人日・20人(H29)となっている点について。(1)国の指針では月に2回程度の訪問を基本に想定しています。一人当たり年に24回ということです。福岡市の計画では1人あたり2日以下となっています。なぜでしょうか。市独自の訪問事業の数値を転用したのであれば、この制度の趣旨を理解されていないと、当事者として感じます。(2)他の政令指定都市の実績をご存知ですか。福岡市はいまだサービスが開始されていない(こども発達支援課)ので、実績がありません。福岡市の場合、このサービスがあることを福祉のしおりを含めて、どこにも周知されておらず、市民が利用するどころか、存在を知ることすらできません。よって第3期の実績がゼロなのです。作戦的に周知されていないのでしょうか。よって、見込量を算出するために、他都市の実績を参考にせざるを得ません。私が調べた範囲で、北九州市 183件(平成25年度、10月からサービス開始)。人口96万人大阪市 258人(平成25年度、10月末現在)。人口260万人。12か月に直すと、北九州市 366件、大阪市 442人になります。福岡市の人口150万人について、各市の実績をもとに見込量を計算すると、北九州市の例で572件、大阪市の例で255件となります。つまり、福岡市の見込量の10~30倍の需要が見込まれます。(3)別の視点から検討します。障がい児通所支援の基準を定める条例(第54号)によると、当該事業の従業者の人員を(1)訪問支援員、事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数、(2)児童発達支援管理責任者1以上。(第75条)、管理責任者は専従とする(第75条の2)、と定めています。需要が無い場合は適用除外も可能ですが、これが原則です。福岡市は3つの児童発達支援センターをこの事業者として指定しています。各センターに専従の職員を1人つけるというのが、適切であろうと考えます。その職員が週4日訪問に出るとして、年に約50週、年に200日従事できます。一人のお子さんが月に2回=年に24回なので、一人で8.3人は担当できます。実際には途中で支援の回数を減らせるお子さんがいるでしょうから、少なくとも年に10人は対応できるのではないのでしょうか。以上より、1年目に、少なくとも専従の職員を1名(200人日)を配置し、3年以内に市内の療育支援センター3か所に専従の職員1名ずつ計3名(600人日)を配置することを要望いたします。また、そもそもなぜ他の政令指定都市の実績の10~30分の1というごくわずかな需要を見込まれたのか、福岡市では他都市ほど需要がないと説明できる客観的な根拠があるのか、検証をお願いいたします。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 現在本市では、障がい児が通う保育園や幼稚園に対する支援策として、障がい児等療育支援事業、障がい児保育訪問支援事業、私立幼稚園障がい児支援事業などを実施しているところです。 保育所等訪問支援事業につきましても、各児童発達支援センターにおいて経過措置期間が経過する平成27年度から実施できるように準備を進めていただきたいと存じます。冊子「福岡市の障がい福祉」にも掲載する予定です。 また、保育所等訪問支援事業のサービスの見込量につきましては、徐々に増加していくものと考えており、平成27年度は月10人日(毎月5名の方が月2回利用)と見込んでおります。 なお、事業の見込量は今後の実績を踏まえて見直してまいります。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
40	第3	21	<p>4 地域生活支援事業に関する各事業の見込み量(1)必須事業①相談支援事業のなかの成年後見支援事業の平成25年の実績数2見込み量1で平成26年の見込み量は1であることについて 今年基幹相談支援相談センターはでき、障がい者の虐待支援センターも併設されており、各区の知的障害者相談支援センターも機能し、社会福祉協議会という機関がありながら昨年の実績が1であるという数字は各機関は機能にたいして不安を覚える。また、市長申し立てを利用する際の基準が不明確で各区担当課の対応がばらつきがあるために申し立てもすすまなかったということを耳にしました。本当に必要としなければ人権がまもることができない人に対しての救済に不公平がないか検討をお願いします。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 親族がいない、もしくは、いても音信不通などの理由により親族が申立てを行うことが期待できず、判断能力が不十分な本人の福祉を図るために必要があるときに、市長申立てを行います。この、市長が申立てを行い後見人等がついた方で、後見人等報酬を支払うことが難しい場合に報酬助成を行う方の人数の見込み数を計上しております。 いただきましたご意見につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。今後とも障がい者成年後見制度の利用促進に努めてまいります。 なお、事業の見込み量は、今後の実績を踏まえて見直してまいります。</p>
41	第3	21・22	<p>成年後見制度利用支援事業について 私は、発達障害をもつ障害児の保護者であり、かつ、仕事で後見人として成年後見に関わっています。とはいっても、実際に仕事でお会いする被後見人の方は、一定以上の財産を持っている高齢者の方々のみです。障害者、なかでも大きな財産がなく、収入が月6~8万円の障害年金のみ、という方については、成年後見等の必要性は認識していますが、そのような方々に、どのようにプロが関わるべきかはとても難しい問題だと思っています。一体どのようにすれば、仕事として成り立つだけの報酬を頂き、責任ある仕事ができるものなのか。財産のない方からは報酬を頂かなければ良い、というのは、非現実的な考えです。高齢者と異なり、障害者の後見は長期間続きます。一時的な情熱や、ボランティア精神だけでは、責任を持った仕事は期待できません。保護者としても、そのような方には恐ろしく我が子を預けることは出来ません。</p> <p>よって、後見費用を払う資力のない障害者の財産を守り、かつその方々が適切な福祉利用が出来るよう、後見人が責任ある仕事をするためにには、後見人の報酬確保について、公的なバックアップは不可欠です。</p> <p>成年後見制度利用支援事業について知ったときは、まさにこれは求めていた公的なバックアップなのではないかと期待を持ったのですが、年間利用実績が「2」という、非現実的な数字に驚いています。この数字はどういった事情によるものなのでしょうか。最初に定員ありき、実際に必要な方がいても却下しているのではないか、と思わざるを得ません。</p> <p>繰り返しになりますが、収入が障害年金のみの障害者が適切な成年後見報酬を支払うのは、不可能です。福祉の利用が、福祉利用開始が「措置」から「当事者の契約」になった現在、財産も身よりもない障害者(身体のみの障害は別として)が適切な福祉制度を利用するには、成年後見制度を使うしかありません。そのような方が福岡市全体で2名、というのは常識で考えてもあり得ない数字です。</p> <p>障害者の後見の問題は、多岐に亘り、単に費用の問題だけではないので、ある程度親が財産を残せる場合も、現行制度よりは親族に任せた方がまだマシかもしれない、とも思っています。本当は全ての障害者が使える、新たな制度を作るのが良いのですが、少なくとも、最も厳しい状態の方については、成年後見制度利用支援事業というものがあるのですから、是非その利用を活性化させてください。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 親族がいない、もしくは、いても音信不通などの理由により親族が申立てを行うことが期待できず、判断能力が不十分な本人の福祉を図るために必要があるときに、市長申立てを行います。この、市長が申立てを行い後見人等がついた方で、後見人等報酬を支払うことが難しい場合に報酬助成を行う方の人数の見込み数を計上しております。 いただきましたご意見につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。今後とも障がい者成年後見制度の利用促進に努めてまいります。 なお、事業の見込み量は、今後の実績を踏まえて見直してまいります。</p>
42	第3	21・22	<p>27年度から義務化されるサービス等利用計画の実施及び相談支援体制について以下の対応も含め、計画的な整備を行ってください。</p> <p>①特定相談事業所並びに相談支援専門員の質数量を確保してください。 ②行政文書を読み込むことの不慣れな一般家庭や利用者にわかりやすい周知、啓発を行ってください。 ③利用者の利便性とスタッフの相談支援機能の向上の観点から、基幹センターを中心に区単位で知的、精神、身体の3障がいに加え、障がい児、発達支援も含む面的機能も含めたワンストップ型の拠点整備を検討してください。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、計画相談支援につきましても、基幹相談支援センターを中心に、整備を進めているところでございます。</p>
43	第3	21・22	<p>4 地域生活相談支援事業に関する各事業の見込み量 ・相談事業が、福祉サービスの入り口の重要な事業です。方策で示されているように、ぜひ、充実した相談支援が行われるように取り組んでください。 ・障がい者等地域生活支援協議会に当事者や家族の意見も反映されるように進めてください。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、障がい者等地域生活支援協議会には、当事者や家族も委員として入っておられます。今後とも相談支援事業と障がい者等地域生活支援協議会の充実に努めてまいります。</p>
44	第3	21・22	<p>必要に応じて、福岡市独自の取り組みもお願いします。障がい者等地域生活支援協議会に、当事者とその家族の意見・要望が集約できるようにお願いします。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、障がい者等地域生活支援協議会には、当事者や家族も委員として入っておられます。今後とも障がい者等地域生活支援協議会の充実に努めてまいります。</p>
45	第3	23	<p>②コミュニケーション事業 ・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業は、知的障がいのある人たちにとって、とても必要です。どうぞ、必要に応じて、見直してください。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、事業内容や施策の方向性については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
46	第3	24	<p>③日常生活用具給付事業 第3期までの実績に比べて、第4期見込量は低い数値を記載していますが、より高い数値を記載したほうがよろしいのではないか。</p>	<p>【意見を踏まえて修正】</p> <p>第4期の見込み量を別紙のとおり修正しております。</p>
47	第3	25	<p>自分の子供は、34歳ダウン症、区分5の女性です。 今現在は、董の家のグループホームすてっぷを体験利用しています。将来グループホームを利用したいと思っていますが、グループホーム利用者は、ヘルパーさんとの移動支援が使えないと言っています。 今現在は、親も60歳代と一緒に外出したり、ヘルパーさんと一緒に外出したりしていますが、リフレッシュもできるし、社会性も身についてくると思います。屋間の施設とホームの行き来だけではストレスも溜まり、それが人に迷惑をかける行為につながると思います。ぜひ移動支援サービスが使えるようお願いします。</p>	<p>【計画(案)どおり】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。 なお、グループホーム入居者の移動支援利用については、遠方の外出等でグループホーム職員での対応が困難な場合は利用できることがあります。</p>

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
48	第3	25	福岡市では、現在グループホームに入居されている方々へは、地域生活支援事業の「移動支援」が使えません。利用者の豊かな生活を広げていくためには移動支援サービスは欠かせません。ぜひ使えるようにご検討ください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、グループホーム入居者の移動支援利用については、遠方の外出等でグループホーム職員での対応が困難な場合は利用できることがあります。
49	第3	25	④移動支援 ・社会参加において、非常に大きな役割を果たしています。今まで、外出できなかつた人ができるようになっていることに感謝しています。しかしながら、つかいづらいことや、改善を望む声が多くあります。 ・散歩：知的障がい児・者は、家と学校や家と事業所の往復の生活で、家に帰つてから外出することが難しいです。そこで、移動支援を利用してますが、散歩が目的では、使えません。散歩もひとりではできませんし、散歩自体も生活中で重要な時間になります。例えば、公園に散歩に行くことで、地域の子どもや保護者の人たちと知り合う機会になり理解につながったり、散歩することで、夜寝つきが良くなつて生活リズムが整つたりします。散歩で社会のルールを体験できます。散歩は、生活にも社会参加という視点からも重要な時間です。 ・通学：保護者が急な病気の時に、送迎が出来ずに、学校を休ませなくてはならないことがあります。 ・切れ目のない支援が必要です。例えば、プールに行った時に、着替えまでの支援では、結局プールに入れなかつたり、病院で受付まででは、先生の指示などに従つたり、説明を理解することはできません。自費サービスでは、障害年金で暮らす人がほとんどなので、あきらめることにもなります。 ・療育手帳Bの人も利用できるようにお願いします。たとえば、Bの人は、支援がつけられないので、一人で外出して、キャッチセールスにつかまつたり、公共の交通機関の利用でトラブルを起こしたり、巻き込まれたりすることがあります。また、女性で、夕方の運動クラブに参加していただけど、保護者が病気になり送迎ができなくなると、楽しく何年も続けてきたことをやめなくてはならなくなつたりしています。知的障がいは、障がいが軽いから支援が必要ではない、ことはありません。知的障がいは、障がいが軽くても、あるいは軽いからこそ必要なことがあります。障がいについてご理解して頂き、支援が必要な人が利用できるようにしてください。 ・グループホーム利用者が、グループホームを始点・終点とする移動支援が利用できるようにしてください。たとえば、余暇活動に参加したくても、GHの支援者の都合がつかなければ、あきらめなくてはいけません。今の基準で、GHを支援しながら、外出支援も可能でしょうか。どうぞ、入所施設を増やすないのであれば、GHで暮らしながら、社会参加がしやすい様にしてください。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、グループホーム入居者の移動支援利用については、遠方の外出等でグループホーム職員での対応が困難な場合は利用できることがあります。事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。
50	第3	25	移動支援について 障がい者の社会参加促進に大きな役割を果たしている移動支援ですが、一方では周辺市町村と比較した場合、福岡市は利用目的の制限が多く、改善を望む声が多く上げられています。 ① 散歩 散歩は「目的のない外出」として禁止していますが、重度障がい者にとってはそれ自体が大きな社会参加の一環だと思われます。障がい福祉サービスにおける行動援護や同行援護、重度訪問介護による外出支援では本市においても散歩を認めており、その整合性は疑問です。 知的障がい者の例では、散歩で適度に運動することにより、夜間の安眠につながることから希望する人が多くいます。 散歩を社会参加への入り口としての重要な活動と位置づけ、サービス利用の対象として下さい。 ② 通学 現在福岡市では、移動支援における通学は、家族が障がい等の理由で介護が出来ない場合に特例として認めています。 しかし、社会情勢が変化する中、共働きが求められる経済状況であり、毎日のバス停までの送迎は家族の負担、もしくは働くことをあきらめざるを得ず経済的不利を余儀なくされています。 また、家族が急病の場合など、送迎が出来ず学校を休ませる事例もあります。 ユニバーサル都市を掲げる福岡市だからこそ、子育て支援の観点と、労働者の確保、所得向上といった経済活性化の観点両面から通学支援の拡充を望みます。 なお、他市では家族の就労を理由とした通学支援の場合、自己負担のあり方を変えることで実施しているところもありますので、そうした取り組みを参考にご検討下さい。 ③ 外出先での支援 移動支援は「移動のための支援」という位置づけで福岡市では運用されています。しかし、実際には外出先での支援がなくては目的が果たせないケースが多く、外出をあきらめたり、自費サービスとしてお願いするため、自己負担増から外出機会を減らすことにつながっています。 プール内支援など、他市町村で認めているところもありますし、移動支援の位置づけを外出支援という支援費制度時代の従来の考えに戻し、外出先での支援を含めた運用に改善して下さい。 ④ 利用対象者の拡充 療育手帳B判定の知的障がい者は移動支援の対象外と福岡市ではなっていますが、中には外出時に支援が必要な人もいます。B判定を一律に対象外とするのではなく、障がい支援区分の認定調査等で支援の必要度を計り、支援が必要な人が利用できるように新たなルールを検討して下さい。 グループホーム利用者の移動支援支給について グループホーム利用者は24年度の受給者証更新時から一部の特例を除いては移動支援の支給停止となっています。グループホームの世話人が外出支援をするべきとの考え方からだと福岡市は説明しています。 しかし、現実にはグループホーム利用者の個別対応できる人員体制はなく、個別対応した場合、他の利用者に対応する職員がいなくなります。 また、グループホームは居宅という位置づけで、従来より移動支援を支給してきました。 入所施設が増える見込みがない中、親亡き後の重度障がい者の受け皿としてグループホームは期待されています。そういう人たちの社会参加を保障するためにも、支給ルール変更を再度見直し、グループホーム利用者の移動支援支給をお願いします。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、グループホーム入居者の移動支援利用については、遠方の外出等でグループホーム職員での対応が困難な場合は利用できることがあります。事業内容や施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
51	第3	26	地域活動支援センターの職員として意見を書かせていただきます。I型センターは、就労サービスや他の福祉サービスにつながらなかった方や、これから、福祉サービスを利用していきたい方が相談に来られたりと、さまざまな方が利用されます。日々、利用者様より、たくさんの意見が寄せられます。”サークル活動を活発にしてほしい”，”ランチの日数を増やしてほしい”，”相談電話の時間は伸ばせませんか？”，”開所時間も伸びてほしい”など、利用者様からの意見は絶えません。利用者様が、I型センターの利用を通して、自分のペースをつかんでいたいたり、少しずつ自信を取り戻してほしいと思っています。また、たくさんの方に利用していただきたいと思います。しかし、支援内容、利用者は多様にもかかわらず、スタッフ数、補助金などに限りがあり、すべての利用者様に適切な支援をするのは難しいです。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 ご意見は、今後の地域活動支援センター I 型事業実施の参考とさせていただきます。
52	第3	27	発達障がい支援センター運営について、現在の1か所のみでは対応できないと考えるが、方向性を示してほしいと思います。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 発達障がい者支援センターの運営につきましては、他機関との連携を含めて検討してまいります。
53	第3	30	日中一時支援において、マンツーマンで対応せざるを得ない障害の重い方にサービス提供をする際の報酬費を引き上げてください。(3単価から5つの障がい支援区分に応じた報酬費に変えてください。)	【その他】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。
54	第3	30	【連番53と同じ】 日中一時支援において、マンツーマンで対応せざるを得ない障害の重い方にサービス提供をする際の報酬費を引き上げてください。(3単価から5つの障がい支援区分に応じた報酬費に変えてください。)	【その他】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。
55	第3	30	日中一時支援における報酬費を見直してほしいです。重度の障がいのある方へのマンツーマンの支援の必要性を理解していただき、現況の3段階の単価設定から障がい支援区分に応じた報酬費に変えていただきたいと切に願います。	【その他】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。
56	第4	31 ・ 32	6. 推進体制については、実態把握の際、どの程度の精度で行ったのか、その結果である、見込み量が現実のどの程度合致しているのか精査をお願いします。	【計画(案)どおり】 ご意見ありがとうございます。 計画策定後は、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、点検・評価を行ってまいります。
57	その他		障がい児の在宅サービスについては、大切な発達期の支援という観点から、療育的な視点にも留意し、教育、児童福祉、障がい福祉、医療、労働機関等の垣根を越えて、教育行政と福祉行政が連携して関係者の情報共有及びトータルな支援が可能になるよう、特別支援学校区連携協議会を設置してください。	【その他】 ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。
58	その他		市内において強度行動障害のある方々の地域生活支援を促進するためには、サービス提供を行う事業所を増えることが必要です。効果の高い誘導策と考えられる強度行動障がい支援時の単独加算制度を設けてください。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 福岡市においては、サービス提供を行う事業所の増加を図るために、強度行動障がい者支援事業として、共同支援と支援員養成研修に取り組んでおります。今後もさらにサービス提供を行う事業所を増やすために、福岡市強度行動障がい者支援調査研究会を中心として研究を進めてまいります。
59	その他		【連番58と同じ】 市内において強度行動障害のある方々の地域生活支援を促進するためには、サービス提供を行う事業所を増えることが必要です。効果の高い誘導策と考えられる強度行動障がい支援時の単独加算制度を設けてください。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 福岡市においては、サービス提供を行う事業所の増加を図るために、強度行動障がい者支援事業として、共同支援と支援員養成研修に取り組んでおります。今後もさらにサービス提供を行う事業所を増やすために、福岡市強度行動障がい者支援調査研究会を中心として研究を進めてまいります。
60	その他		強度行動障がいの方の支援に対する報酬の引き上げ	【その他】 ご意見ありがとうございます。 障がい福祉サービスの報酬については、基本的に国において見直しを図るべきと考えております。
61	その他		ご本人の年齢が65歳を過ぎられても、ご本人の希望があり、その方のニーズが障がい福祉サービスがふさわしく、環境の変化により健康面や経済的環境等を損なう恐れがある場合は、一律に介護保険に移行せず、障がい福祉サービスの継続利用を認めてください。	【その他】 ご意見ありがとうございます。 介護保険制度との適用関係につきましては基本的に国の通知等の基づき実施しております。今後の国の動向を注視して参りますとともに、ご意見については今後の事業実施の参考とさせていただきます。

連番	意見箇所		意見	意見への対応と考え方
	分類	ページ		
62	その他		<p>【連番61と同じ】</p> <p>ご本人の年齢が65歳を過ぎられても、ご本人の希望があり、その方のニーズが障がい福祉サービスがふさわしく、環境の変化により健康面や経済的環境等を損なう恐れがある場合は、一律に介護保険に移行せず、障がい福祉サービスの継続利用を認めてください。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 介護保険制度との適用関係につきましては基本的に国の通知等より実施しております。今後の国の動向を注視して参りますとともに、ご意見については今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
63	その他		<p>65歳を超えると、介護保険サービスを優先適用される現行制度であるが、サービスの量や質が下がってしまう方がいる。一人一人、希望や生きがい等様々で、場合によっては、健康を損なったり、経済的に厳しくなると思われるため、障がい福祉サービスの継続をお願いします。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 介護保険制度との適用関係につきましては基本的に国の通知等より実施しております。今後の国の動向を注視して参りますとともに、ご意見については今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
64	その他		<p>65歳を過ぎた方の一律に介護保険への移行の見直し</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 介護保険制度との適用関係につきましては基本的に国の通知等より実施しております。今後の国の動向を注視して参りますとともに、ご意見については今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
65	その他		<p>障害者差別解消法に加えて、障がいのある人が地域で障がいのない人と同じくふつうの生活を送ることの大切さや障がい者差別、合理的配慮等を一般市民に具体的にわかりやすく啓発、浸透するため、地域性も踏まえた条例を制定してください。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。今後の事業実施の参考とさせていただきます。なお、施策の方向性に関するご意見については次期福岡市障がい者計画の中で検討してまいります。</p>
66	その他		<p>地震、風水害等等の大規模災害時、自力で非難することが困難な地域の障がいのある方々が、一時的に避難退避できる福祉避難所のマニュアル、体制整備を図ってください。また、地域の防災計画に障がい者に対する対策を盛り込むようにしてください。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
67	その他		<p>このままの福祉政策では、少子高齢化社会において、福祉予算が膨らむ一方で、国自体が弱体化するのではないかと危惧している者です。 一例として、私事を申し上げますと、介護に関する福祉的費用が、年間3,000万円近くにものぼります。それは、今の介護保険等の福祉政策が手厚く保護されているものと深く感謝しております。しかしながら、このような政策でいった場合、今後の福祉予算が国の予算を圧迫していくものと思います。</p> <p>そこで、この経費を削減する一つの方策として、家族が生活を保障されながら、高齢者及び障がい者の介護を全面的にみていくという方法を考えたならば、おそらく、今の費用の2割以内でまされると思います。</p> <p>すべての人が、このシステムを受け入れるとは思いませんが、家族に介護されることを望む方も多いと思います。一案として、ぜひご検討をお願いいたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
68	その他		<p>重度の障がいがあり、今の体制では人員確保等の心配があり、安心して預ける気持ちになれません。人件費等がしっかり確保できて、安定した制度になることを望みます。</p> <p>新聞等でも、福岡市の福祉計画の遅れを目にしています。なぜなのでしょうか？？スタッフのモチベーションが高まるような福祉計画でしっかりとサポートしてほしいと願います。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
69	その他		<p>福祉施策においては、市独自の条例制定などを行っていただきたいと考えます。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
70	その他		<p>家庭、学校、施設、病院他の連携をスムーズにする制度の確立</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
71	その他		<p>見込み量を達成するならば、今年度後半より審議する福岡市障がい者計画において審議していただきたい。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 本計画は、国の基本指針により3年ごとの計画策定が義務付けられております。上位計画にあたる「福岡市障がい者計画」の見直しが今年度後半から来年度にかけて予定されており、施策の方向性について議論されることとなります。</p>
72	第1		<p>計画期間中の見直しについて・今回の数値目標が、国の指針から算出されていることも承知いたしますが、本来ならば、取り組みの内容が精査されてから、数値見込みが検討されるべきではないかと考えます。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見ありがとうございます。 福岡市保健福祉審議会障がい保健福祉専門分科会で計画の進捗状況等について報告しながら検討を進めてまいりました。今後ともPDCAサイクルに沿って事業を実施し、点検・評価を行ってまいります。</p>